令和2年度採用試験問題

【民法】

以下の[事実関係]を読み、後掲の[問]に答えよ。

[事実関係]

1 Xはゲイ(同性愛者)の成人男性であり、バイセクシュアル(両性愛者)の成人男性Yと2011年(平成23年)に交際を始めた。2人は同性カップルであることを双方の両親や友人に公表し、理解も得て交際を続け、2年後には同居を始めた。2015年(平成27年)には双方の両親と友人を招いて結婚式を行い、家事分担や生活費の負担について取り決めるなど、男女の夫婦と同様の家庭生活を営んでいた。また、居住するA市の「同性パートナーシップ制度」を利用して宣誓を行い、同市が発行する宣誓証明書を取得した[※]。

2019年(平成31年)4月頃からは、近い将来、何らかの方法で子をもうけることや、自身らと子の居住用の物件購入を検討し始め、2人で毎月貯金を行っていた。

2 しかし、その後、XYの意見が対立するようになった。Yは意見対立に嫌気がさし、2020年(令和2年)5月頃から年下の成人女性Zと2人きりで会うようになり、同年10月末までの間に男女関係も複数回持った。

Yは、同年11月初旬に、ZにXとの関係を詳細に説明し、意見対立について相談した。Zは、Yがバイセクシュアルであること、Yにパートナーがいること、XYが男女の夫婦と同様の関係にあることをこの時初めて認識した。また、これ以前に、ZがXYの関係について知り得る状況にはなく、Zが知らなかったことについて過失もなかった。

Zは、YがXとの関係を解消して自分と交際してほしいと考えたが、 XというパートナーがいるYと現状のまま男女関係を持つことはよく ないと考えたことから、同年10月末からXYの関係が解消(後述)す るまでの間、YZ間で男女関係は持たれなかった。

Zは、「意見が合わないなら関係を解消すべきだ」とYに述べたり、 XからYに電話がかかってきた際に「Yは私のことが好きで、Xとの関係を解消したいと言っている」とXに述べたりした。もっとも、YがX との居宅に帰宅する際には引き留めたりせず、Xに直接会うこともなかった。

- 3 同年11月中旬、YはXに対し、Zと男女関係を持っていた事実を打ち明け、Xとの関係解消を申し出た。Xはこの事実をこの時初めて知り驚いたものの、なお関係修復のためYと何度も話し合い、これにはYも一定程度応じていたが、Yの意思が固いことから、Xはやむなく2022年(令和4年)1月1日限りで関係解消に応じた。
- 4 Xは、Yとの関係解消が原因で強い精神的苦痛を感じてふさぎ込んだが、2024年(令和6年)になり、一連の経過でXに生じた損害をY及びZに対して償ってほしいと考えるようになった。

※同性パートナーシップ制度、宣誓証明書

我が国の50を超える地方公共団体で導入されている「同性パートナーシップ制度」には様々な形態のものがあるが、例えば、①同性パートナー関係を地方公共団体が証明するもの、②同性パートナーであることを当事者が宣誓し地方公共団体が宣誓証明書を発行するもの、③同性パートナー関係を登録するもの等があり、A市では②の形態を採用している。なお、宣誓を行っても法律上の婚姻と同様の効果が生ずるわけではないが、A市においては、宣誓を行った同性カップルに対して男女のカップルや夫婦と同様に市営住宅への入居資格を認めるなどしている。また、民間事業者にも、宣誓を行った同性カップルを家族向けサービスの対象とするといった扱いを行っているものもある。

「問〕

Xは、Y及びZに対してどのような根拠で損害賠償請求を行うことが 考えられるか、またそれぞれの請求は認められるかについて、想定される 反論に配慮しつつ論ぜよ。